



26高医薬第247号

平成26年5月27日

障害保健福祉課長 様

高知県健康政策部長

(公印省略)

高知県農業振興部長

(公印省略)

高知県林業振興・環境部長

(公印省略)

平成26年度農薬危害防止運動の実施について（通知）

農薬の適正使用については、国、都道府県、農業関係団体等の連携のもと、従来から農薬使用者に対し指導を行っておりますが、依然として、①土壌くん蒸剤施用後の作業管理が十分でなかった事例、②周辺環境への配慮が十分でなかった事例、③住宅地周辺での農薬使用に際しての周辺住民への周知の不徹底等の事例、④農薬の不適切な管理による誤飲事例及び⑤農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例が散見されています。

このような状況に鑑み、別添写しのとおり、農薬の使用が多くなる時期を農薬危害防止運動月間と定め、関係省庁の連携のもと農薬使用に伴う危害の防止啓発に取り組む旨の通知がありました。

本県でも、農薬の使用が多くなる6月～8月の3ヶ月間を農薬危害防止運動月間と定め、県、関係機関の連携のもと下記のとおり実施することとしましたので、本運動の実施についてご協力頂きますようお願いいたします。

記

1 農薬及びその取扱いに関する知識の普及啓発

(1) 広報紙等による普及啓発活動

ポスター、チラシ等により本運動の啓発を行うほか、報道機関等の協力を得て本運動の普及徹底を図る。

(2) 児童及び生徒に対する危害防止運動の普及

小学校の児童及び中学校の生徒に対して、学校薬剤師等の協力を得ながら、本運動の趣旨の普及を図る。例えば、学校での植物栽培時等に農薬及びその取扱いに対する正しい知識の普及啓発を行う。

(3) 農薬安全使用講習会の開催

ア 日時及び場所 時間：13:30～15:30

平成 26 年 7 月 7 日（月） 安芸市民会館 安芸市矢ノ丸 3-12

平成 26 年 7 月 8 日（火） 中村合同庁舎 四万十市古津賀 4-61

平成 26 年 7 月 10 日（木） サンピアセリーズ 高知市高須砂地 155

イ 内容

- ・ 農業用毒物劇物（農薬）の取扱について
- ・ 農薬の販売と危害防止について
- ・ 農薬の適正使用について

(4) 医療機関等との連絡

農薬による事故発生の際、速やかに医師の適切な処置を受けることができるよう、医療機関との受診体制等を構築する。

農薬中毒と思われる患者が発生した場合は、速やかに保健所へ連絡する等、事故の状況を的確に把握する。

2 農薬による事故防止の指導

(1) 農薬の使用時における飛散防止対策を実施するとともに、公共施設内及びその周辺等での病虫害防除を行う際には事前周知等の徹底を図る。

(2) 農薬の誤飲・誤食による中毒事故を防ぐため、保管管理等の徹底を図る。

3 農薬の適正使用についての指導

(1) 農薬の使用時にはラベルに記載されている使用基準を遵守するとともに、ドリフト等により他作物へ農薬が飛散しないよう対策を講じる。また、農薬の残液等が河川に流入しないように注意するとともに水稻除草剤については止水期間を守る。

(2) 販売禁止、使用禁止農薬は適正な処理を行う。また、無登録農薬の疑いがある資材は使用をしないように努める。

4 農薬の適正な販売の指導

販売店は農薬の適正な保管管理を徹底するとともに、農薬取締法、毒物劇物取締法に基づいた適正な譲渡手続きを行う。